

様式第4号（第11条関係）

基総第1745号
平成27年12月15日

第9区

区長 内山 正光 様

基山町長 小 森 純 一

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

12月9日に提案を受けたクリエイトタウン文教入口への街灯設置の件については現地調査を行ない、夜間は道の分岐点が分りづらく危険であることから、提案のとおり防犯灯の設置を行ないます。

2. 取扱いの理由

提案のあった場所は、新しく住宅が建築された事により車や人の出入りが多くなっています。しかし、住宅地内へ入る道と、町道牛逢1号線への分岐点が夜間は分りづらく危険であるため、今年度中に提案のとおり分岐点付近の既存電柱へ防犯灯の設置を行ないます。